

■ J P B A N K カード E T C特約

第1条 定義

- (1) 「道路事業者」とは、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、地方道路公社又は都道府県市町村である道路管理者のうち、株式会社ゆうちょ銀行(以下「当行」といいます。)が指定する者としてします。
- (2) 「E T Cシステム」とは、道路事業者が運営する、車両に装着した車載器にE T Cカードを挿入し路側システムとの間で料金情報の無線通信を実施することにより、道路事業者の定める有料道路の料金所で通行料金の支払のために止まることなく通行できるシステムとしてします。
- (3) 「E T Cカード」とは、E T Cシステムにより料金を支払う方を識別して車載器を動作させる機能を有する専用I Cカードとしてします。
- (4) 「車載器」とは、車両に搭載して路側システムとの間で料金の決済に必要な情報の通信を行う機能を有する装置としてします。
- (5) 「路側システム」とは、E T Cシステムの車線に設置され、車載器との無線通信を行い、通行料金を計算する装置としてします。

第2条 E T Cカードの貸与と取扱い

- (1) 当行は、この特約及びJ P B A N K V I S Aカード／マスターカード会員規定(以下「会員規定」といいます。)を承認のうえ、当行に対し、当行所定の方法でE T Cカードの利用申込みをし、当行が適当と認めた方(以下「会員」といいます。)に、E T Cカードを発行し、貸与します。
- (2) E T Cカードの所有権は当行に帰属します。E T CカードはE T Cカード表面に印字された会員本人以外は使用できません。
- (3) 会員は、E T Cカードの使用・保管・管理を善良なる管理者の注意をもって行うものとしてします。会員は、E T Cカードを他人に貸与・譲渡・質入・寄託してはならず、また、理由の如何を問わず、E T Cカードを他人に使用させ又は使用のために占有を移転させてはなりません。

第3条 E T Cカードの利用

- (1) 会員は、道路事業者の定める料金所において、所定の方法で通過することにより、E T Cカードを通行料金の支払手段とすることができます。
- (2) 前項にかかわらず、会員は、道路事業者の定める料金所において、通行料金の支払に際し、E T Cカードの呈示を求められた場合には、これを呈示するものとしてします。

第4条 利用代金の支払い

- (1) 会員は、前条により負担する通行料金等に係る債務を、会員規定に基づき、当行が会員に発行するクレジットカード(以下「決済用カード」といいます。)の利用代金として、決済用カードのその他の利用代金等と合算して支払うものとしてします。
- (2) 前項の支払に係る支払期日及び支払金額等は、原則として1回払いに関する会員規定を準用します。ただし、決済用カードの支払区分が「あとからリボ」の場合は会員規定第29条(リボルビング払い)に基づき支払い、「安心オプション」及び「マイ・ペイすリボ」の場合は各特約に基づいて支払うものとしてします。

第5条 E T Cカードの利用枠

E T Cカードは、決済用カードの利用枠の範囲内で利用できるものとしてします。会員が、決済用カードの利用枠を超えてE T Cカードを使用した場合も、会員は当然にその支払の責を負うものとしてします。

第6条 利用疑義

当行からの利用代金の請求は、E T Cシステムに記録された利用記録により道路事業者が作成する請求データに基づくものとしてします。なお、当該道路事業者の請求データに疑義がある場合は、会員と道路事業者間で疑義を解決するものとし、当行への支払義務は免れないものとしてします。

第7条 ETCカードの偽造、盗難、紛失等

- (1) ETCカードが偽造、盗難、紛失等（以下「紛失・盗難等」といいます。）により他人に不正利用された場合、会員は、そのETCカード利用代金についてすべて支払の責を負うものとします。
- (2) 会員は、ETCカードが紛失・盗難等にあった場合、速やかに その旨を当行に通知し、最寄りの警察署に届け出るものとします。当行への通知は、改めて文書で届け出ていただく場合があります。
- (3) 当行はETCカードが第三者によって拾得される等当行が認識した事由に起因して不正利用の可能性がある判断した場合、当行の任意の判断でカードを無効登録できるものとし、会員はあらかじめ承諾するものとします。

第8条 会員保障制度

- (1) 前条第1項にかかわらず、当行は、会員が紛失・盗難等により他人にETCカードを不正利用された場合であって、前条第2項の警察及び当行への届出がなされたときは、これによって会員が被るETCカードの不正利用による損害をてん補します。
- (2) 保障期間は、ETCカードの入会日から決済用カードの最初に到来する保障期限までとし、以降一年毎に自動的に更新されるものとします。
- (3) 次の場合は、当行はてん補の責を負いません。
 - ① 会員の故意又は重大な過失に起因する損害。なお、会員がETCカードを車内に放置していた場合、紛失・盗難等について、会員に重大な過失があったものとみなします。
 - ② 損害の発生が保障期間外の場合
 - ③ 会員の家族・同居人・ETCカードの受領の代理人による不正利用に起因する場合
 - ④ 会員が次項の義務を怠った場合
 - ⑤ 紛失・盗難等又は被害状況の届けが虚偽であった場合
 - ⑥ 前条第2項の紛失・盗難等の通知を当行が受領した日の61日以前に生じた損害
 - ⑦ 戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難等に起因する損害
 - ⑧ その他この特約及び会員規定に違反する使用に起因する損害
- (4) 会員は、損害のてん補を請求する場合、損害の発生を知った日から30日以内に当行がてん補に必要と認める書類を当行に提出するとともに、被害状況等の調査に協力するものとします。

第9条 ETCカード年会費

会員は、当行に対して所定のETCカード年会費を支払うものとします。なお、ETCカード年会費の支払期日は当行所定の方法により通知するものとし、支払われたETCカード年会費は、当行の責に帰す事由により退会又は会員資格を喪失した場合を除き、理由の如何を問わず返還しないものとします。

第10条 会員資格

会員が、決済用カードの会員を退会し又は会員資格を取り消された場合、ETCカードの会員資格を失うものとします。なお、退会する場合は、当行所定の方法により当行に届け出るものとします。この場合、当行が必要と認めた場合には、会員のETCカードを当行に返却するものとします。

第11条 ETCカードの再発行

- (1) 会員は、ETCカードの盗難、紛失、汚染又はき損その他これに準ずるものとして当行が認めた事由によりETCカードの再発行を受けようとするときは、当行所定の方法により請求してください。当行が適当と認めた場合に限りETCカードを再発行します。この場合、会員は、当行所定の方法により当行所定のETCカード再発行手数料を支払うものとします。
- (2) ETCカードの再発行によりETCカードの会員番号が変更となった場合には、道路事業者が実施する、登録型割引制度（以下「登録型割引制度」といいます。）を利用する会員は、自ら、道路事業者所定の会員番号の変更手続を行うものとし、変更手続が完了するまでのETCカードの利用が登録型割引制度の対象とならないことをあらかじめ承諾するものとします。当行は、ETCカードの利用が登録型割引制度の対象とならないことにより会員が被った損失、損害について一切の責任を負わないものとします。

第12条 ETCカードの利用停止措置

当行は、会員がこの特約若しくは会員規定に違反した場合、又はETCカード若しくは決済用カードの使用状況が適当でないと当行が判断した場合、会員に通知することなくETCカードの利用を停止することができるものとし、会員はあらかじめこれを承諾するものとします。当行は、ETCカードの利用停止の措置による道路上での事故に関し、これを解決又は損害賠償する責任を一切負わないものとします。

第13条 免責

- (1) 当行は、会員に対し、事由の如何を問わず、道路上又は料金所での事故、ETCシステム及び車載器に関する紛議に関し、これを解決し又は損害賠償する責任を一切負わないものとします。
- (2) 会員は車輛の運行に際し、車載器に定められた用法に従い、必ずETCカードの作動確認を行なうものとします。作動に異常がある場合には、ETCカードの使用を止め、直ちに当行に通知するものとします。
- (3) 当行は、ETCカードの機能不良に基づく会員の損失、不利益に関して一切の責任を負わないものとします。
- (4) 当行は登録型割引制度を含む道路事業者が提供する各サービスに関して、会員が被った損失、損害について一切の責任を負わないものとします。
- (5) 会員は、当行及び道路事業者等の定める所定の条件を充足した場合には、ETCカードを第3条第1項の利用目的以外の用途に利用（以下「多目的利用」といいます。）することができる場合があります。この場合において、会員は、会員規定、この特約及び多目的利用のサービスを提供する事業者が定める利用規定等に従ってETCカードを利用するものとします。当行は、事由の如何を問わず、多目的利用のサービスに関しては一切の責任を負わず、当該サービスに関して生じる一切の紛議（ETCシステムや車載器に係るものも含みます。）についても責任を負わないものとします。

第14条 ETCカードの有効期限

- (1) ETCカードの有効期限は、当行が指定するものとし、ETCカードの表面に記載した月の末日までとします。
- (2) 有効期限の2か月前までに第10条による退会の届出がなく、かつ、当行が引き続き会員として認める場合には、有効期限を更新した新しいETCカードとこの特約を送付します。ただし、届出住所あてに当行が送付した郵便物が不着となった場合等当該届出住所あてに郵便物を発送しても到着しないと当行が認める場合には、送付を保留することができるものとします。
- (3) 有効期限が経過した場合には、会員は有効期限が経過したETCカードを直ちに切断・破棄するものとします。この切断・破棄の前に会員に生じた不利益・損害等については、当行は一切責任を負いません。
- (4) ETCカードの有効期限内におけるカード利用による支払については、有効期限経過後といえどもこの特約及び会員規定を適用するものとします。

第15条 特約の変更、承認

この特約の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行が変更することができることとし、この特約の変更内容については当行から変更内容を通知若しくは公表し又は新特約を送付した後にETCカードを利用したときに、変更事項又は新特約を承認されたものとみなします。また、法令の定めによりこの特約を変更できる場合には、当該法令に定める手続による変更も可能なものとします。

第16条 ETCシステム利用規程の遵守

会員は、道路事業者が別途定めるETCシステム利用規程を遵守し、ETCカードを利用するものとします。

第17条 会員規定の適用

ETCカードには、この特約のほか、「会員規定」が適用されます。ただし、この特約と会員規定の内容に相違がある場合、この特約が優先して適用されるものとします。

E T Cシステム利用規程等については、下記サイトからご確認ください。

E T Cシステム利用規程

<https://www.go-etc.jp/kitei/kitei.html>

E T Cシステム利用規程実施細則

<https://www.go-etc.jp/kitei/saisoku.html>

以上